

ニセコ町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 15 年 10 月 6 日

訓令第 72 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項に基づくニセコ町行動計画の作成に当たって、地域における子育てや子育て支援活動等地域における次世代育成支援対策に必要な事項を協議するため、同法第 21 条第 1 項の規定に基づくニセコ町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(委員)

第 2 条 協議会は、10 名以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる関係機関等の中から町長が委嘱する。

- (1) 事業主
- (2) 子育てに関する活動を行う団体
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 公募委員

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は協議会の会議の議長となり、会務を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会長は必要に応じて、会議を招集する。

2 協議会は、必要に応じて関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、保健福祉課に事務局を置いて行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。